令和８年度　　**高校推薦による**

笠間市職員採用選考試験 実施要項【事務職】

笠間市では、所属する高等学校から推薦を受けた学生を対象とした職員採用試験を実施します。

試験予定日　試験日程（１）　令和８年９月３日（水）～１３日（日）パーソナリティ検査
（WEB 方式・１回のみ）
令和８年９月２７日（日）個人面接
試験日程（２）　令和８年１０月１４日（水）～１０月１７日（土）のうち１日
個人面接及び集団討論

※申込受付期間及び申込方法については、２ページで説明いたします。

１．職種・受験資格・採用予定人数等　　【 採用予定日　令和９年４月１日 】

	試験区分	受験資格要件等（いずれにも該当する人）	採用予定数
事務職	E （学校推薦）	・平成２１年４月１日までに生まれた人 ・笠間市が指定する高等学校を令和８年度中に卒業見込みの人 ・笠間市職員を第一志望とする人 ・成績が優秀で、笠間市職員として優れた能力を発揮することが期待できると高等学校が推薦する人	若干名 （校内推薦人数は１名）

＜受験資格要件にかかる注意事項＞

（１）令和８年度中に卒業できなかった場合、この試験に合格しても採用されません。

（２）受験資格要件を満たす人であっても、次に該当する人はこの採用試験を受験できません。

① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
② 笠間市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過していない人
③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（３）受験される方は令和９年４月１日から勤務できる人に限ります。

（４）申込みは全職種を通じて１人一つの試験区分に限ります。他の笠間市職員採用試験に申込みをしている人が高等学校の推薦を受ける場合には、本要項以外の笠間市職員採用試験を辞退していただきます。

（５）採用予定人数については、変更になる場合があります。

＜日本国籍を有しない受験者にかかる注意事項＞

（１）採用時に就労が認められる在留資格が取得できない場合、この試験に合格しても採用されません。

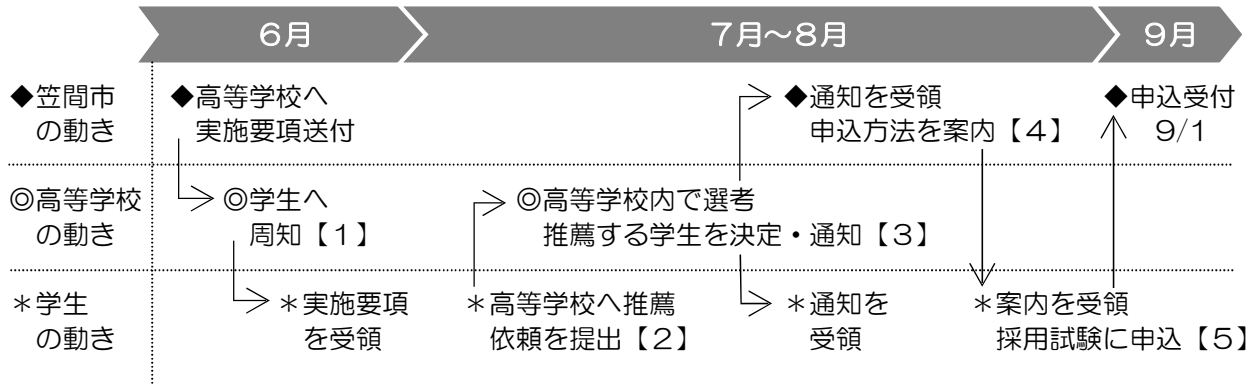
（２）採用後、在留資格の更新ができなかった場合、笠間市職員としての身分を失うことになります。

（３）笠間市役所内各部署での勤務となりますが、公務員に関する基本原則に基づき、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

２．職務内容・勤務地

職種	職　務　内　容	勤　務　部　署
事務職	主に一般事務に従事します	笠間市役所各部署 （市長部局、教育委員会、行政委員会事務局など）

３．受験申込までの流れ



＜申込にかかる注意事項＞
（１）高等学校から推薦者として決定されても、申込期限（令和８年９月１日）までに試験申込がされない場合、受験者として認められません。

【１】本実施要項の学生向け周知

この採用試験の実施要項は高等学校に送付しますので、高等学校は在学生へ周知願います。

【２】高等学校への推薦依頼提出

受験を希望する学生は、高等学校に推薦を依頼します。なお、推薦依頼の期限や依頼文書様式については、各高等学校において設定いただきます。

【３】被推薦者の選考・通知

推薦依頼が提出された学生の中から推薦する者を高等学校内で１名選考いただき、**令和８年８月１８日（火）**までに笠間市及び当該学生に通知願います。

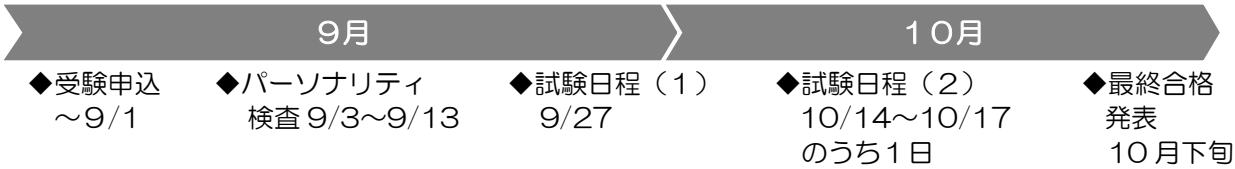
【４】申込方法案内

高等学校からの通知を受けて、笠間市は当該学生に申込案内を送付します。

【５】採用試験の申込

笠間市から通知を受けた学生は、通知内容を確認し、試験の申込を完了させてください。なお、申込期限は**令和８年９月１日（火）**とします。（申込時には成績証明書の提出（添付）が必要となります。）

４．試験の流れ・詳細



＜試験にかかる注意事項＞
（１）試験は日本語で行います。また、ディスプレイ上で設問の表示及び回答を行う試験が含まれます。
（２）予定されている試験種目を一つでも棄権した場合は失格となりますのでご注意ください。
（３）各試験の日程等は、試験の対象となる受験者へメールで通知いたします。合格発表は、受験者全員及び高等学校にメールで合否を通知し、市役所前掲示板及び市ホームページで合格者受験番号を発表します。

試験日程（１）

試験内容	①パーソナリティ検査	②個人面接
試験日	９月３日（木）～９月１３日（月） のいずれか１日	９月２７日（日）
試験会場	インターネット環境が整う 自宅などの場所（ＷＥＢ方式）	笠間市役所（笠間市中央三丁目２番１号）

＜試験内容詳細＞
①パーソナリティ検査　「適性検査」（240 問　約 35 分）（試験種目配点に加味されません）
②個 人 面 接　　人物及び公務に従事するために必要とされる職務適性について評定する試験

試験日程（２）

試験内容	③個人面接	④集団討論
試験日	１０月１４日（水）～１０月１７日（土）までのいずれか１日	
試験会場	笠間市役所（笠間市中央三丁目２番１号）	

＜試験内容詳細＞
③個 人 面 接　　人物及び公務に従事するために必要とされる職務適性について評定する試験
④集 団 討 論　　与えられた課題について受験者同士で自由に討論し、人物について評定する試験

５．選考方法・配点

	試験日程（１）	試験日程（２）	
試験内容	個人面接	個人面接	集団討論
配点	50 点	200 点	100 点

※選考は、各試験の合計点により決定し、評定内容によっては不合格となる場合があります。

６．最終試験合格から採用まで

最終試験合格者は書類審査の後、『採用内定』となります。採用は令和９年４月１日を予定しております。

11月	12月	1月～3月	4月
◆合格者説明会（１１月） 審査書類の案内	◆審査書類の提出（１２月） ◆審査後、内定通知書を送付	◆内定者事前 研修（２月予定）	◆令和９年 ４月１日採用

地方公務員法の規定により、職員の採用はすべて条件付採用となり、原則として採用から６か月間良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

次の事項に該当する場合は、採用内定及び採用試験の合格を取り消すことがあります。
①提出した書類に虚偽があった場合や提出書類の記載事項に不正があった場合
②心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合

７．試験結果の開示

試験結果については口頭により以下のとおり開示します。なお、電話やメール等による開示は受付けません。

開示を請求できる者	全受験者本人
開 示 内 容	本人の得点
開 示 期 間	合格発表の日から１ヶ月間
受 付 時 間	平日の午前８時４５分から午後５時００分まで
開 示 場 所	笠間市役所市長公室人事課（２階５番窓口）

※受験者数・合格者数・合格者最低点・倍率については、笠間市役所前掲示板に掲示するとともに、市のホームページでも公表します。

８．給与

給与は、「笠間市職員の給与に関する条例」などに基づき支給されます。

【初任給の例】

給料月額の例は、最終学歴により次のとおりとなります。（令和８年４月１日現在）

最終学歴	高等学校卒
給料月額 （地域手当含む）	２０８,３１２円

※給料月額のほか、該当する各種手当（期末手当（支給割合 2.525 月分）、勤勉手当（支給割合 2.125 月）及び通勤手当等）が支給されます。

9．福利厚生

制度名	内容	補足内容
社会保険 年金制度	健康保険、厚生年金加入あり	保険料の半額は雇用主が負担
退職金制度	退職金制度あり （勤務年数に応じて退職時に金銭を支給）	
休暇制度	・有給休暇：年間２０日（採用初年は１５日） ・夏季休暇：５日 ・特別休暇：産前産後休暇、家族看護休暇など ・育児休業、自己啓発等休業などの制度あり	男性の育児休業取得も推進しています
健康診断	年に１回実施	雇用主が費用を負担

10. 笠間市と、入庁後の人材育成などについての紹介

○笠間市とは？



茨城県の中央部に位置し、東京から約 100 ㎞、県都水戸市に隣接しています。人口は約 70,000 人（県内１３番目）、面積は 240 ㎢（県内４番目）、高速道路及び鉄道がそれぞれ結節する広域交通の要衝となります。

田園と里山が構成する豊かな自然、歴史ある寺社・仏閣、公立病院を中心とした医療・福祉環境、農業、製造業から工芸まで多様な産業、美術館など日常を彩るアートなど、多くの特徴をもった文化交流都市です。
近年では、日本一の子育て都市づくり、笠間の栗をはじめとする強い産業づくり、未来に向けたまちづくりなど、果敢な挑戦を続けています。

○笠間市が求める人材

笠間市では様々な課題に対し、共に挑戦し続ける職員を求めています。そのため、各段階で受験者の個性をみる試験を実施し、職員として活躍するための「成長する意欲」を大切にしています。



○入庁後の人材育成

人口減少や価値観の多様化などを背景に、市の課題は多様化、複雑化を続けており、地方都市の職員にも多くのことが求められる時代となります。



その中で、笠間市では若年層の人材育成に特に力を入れており、入庁後に個人の意欲や状況に応じた育成プログラムを形成しています。
入庁後に実施する新規採用職員研修にはじまり、県自治研修所への派遣研修、１年を経過した時点でのフォローアップ研修にとどまらず、実践をテーマとした地域活動や店舗等の現場におけるブランディング活動、海外派遣など、個人の意欲等に応じた複数の研修を実施して活躍する人材の育成を進めています。

自己啓発促進補助事業として、職務に有益な資格・知識・技術を自発的に習得することに対して補助金を出す制度も創設され、積極的に資格等の習得に励んでいます。
人事交流も積極的に行っており、国の中央省庁や県、民間企業などへの派遣で学ぶ機会が設けられています。台湾にある笠間台湾交流事務所で活躍することも可能です。

主な派遣先

国	総務省・経済産業省・環境省・農林水産省・観光庁・スポーツ庁・文化庁など
茨城県	国際観光課・販売流通課・林政課・道路建設課・都市整備課・東京事務所・水戸県税事務所・水戸土木事務所など
民間企業等	JR 東日本水戸支社・道の駅笠間・日本台湾交流協会
海外	笠間台湾交流事務所

○市役所の仕事内容

市役所は、笠間市に住む皆さんの福祉の増進（幸せを増やすこと）に努めており、さまざまな仕事に取り組んでおります。

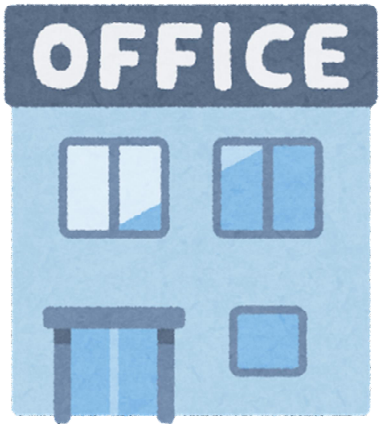


具体的な仕事の一例としては、

- 都市基盤の整備（まちづくりの計画、道路などの整備）
- 生活環境の整備（防災・交通安全、自然環境保全の取り組み）
- 健康、福祉支援（子ども、高齢者や生活弱者などへの支援）
- 産業の振興　　（企業誘致、農業・地場産業の支援）
- 教育文化の発展（小中学校運営、文化・スポーツなどの支援）
- 地域づくり支援（地域コミュニティ、移住拡大の取り組み）
- 自治体運営　　（財政運営、情報発信、デジタル化の整備）

このような業務があり、笠間市がより住みやすく魅力的なまちになるように、職員が一丸となって取り組んでいます。幅広い業務があるので、笠間市役所の中には５０近い部署があります。基本的に配属された部署で複数年の経験を積みながら他部署への異動となりますが、職員の意向や適性も把握しながら、総合的あるいは専門的な能力の育成などに努めています。

○市役所の勤務条件



職員の勤務条件は次のようになります。
- 勤務日は、月曜日～金曜日（祝日や年末年始を除く）
- 就業時間は、８時 30 分～17 時 15 分（休憩１時間）

業務内容により、これ以外の時間に勤務することがあります。

なお、窓口受付時間は８時 45 分～17 時 00 分としており、受付時間前後の処理作業でかかる時間に余裕を持たせています。

また、柔軟な働き方の推進として
- 就業時間を１時間変更できる時差勤務制度
- ゴールデンウイーク等の連休に合わせた年次休暇取得推奨
- テレワークの実施　　・毎週火曜日ノー残業デーの実施
- 家族看護休暇の市独自の対象者拡大

これらを実施し、働きやすい職場づくりを進めています。

あなた自身の成長が、笠間の新しい景色をつくります
未来の笠間をつくる皆さんからの応募をお待ちしております

問い合わせ・申込先
笠間市役所市長公室人事課
〒309-1792　笠間市中央三丁目２番１号
TEL0296-77-1101（内線５５１）